

茨城県立土浦工業高等学校 生徒心得及び生徒指導規定

1 生徒心得

1 登下校

- (1) 登校は遅くとも始業前 5 分までとする。
- (2) 遅刻、早退、欠席の場合は、所定の様式によって学級担任に連絡する。
- (3) 登校後は下校時まで原則、校外へ出てはいけない。やむを得ない時には学級担任の許可を得る。
- (4) 部活動その他で放課後学校に残る生徒は、部顧問または担当教員の指導を受ける。
- (5) 休業日に登校するときには原則、標準制服を着用する。
- (6) 下校時には学用品は持ち帰る。
- (7) 車による送迎は、保護者等とし、友人等が運転する車での通学は認めない。

2 学習および校内生活

- (1) 生徒の本分は勉強することであるから、予習・復習を十分に行う。
- (2) 学校内では日課表に従って行動し、常に礼儀正しく、言葉遣いにも十分注意する。
- (3) 校内を清潔に保つことに留意し、整理整頓に協力する。
- (4) 公共の物品はよく注意して取り扱い、万一破損した場合は必ず届け出る。

3 礼儀

- (1) 常にあいさつまたは礼を励行する。
- (2) 部屋に入る時は必ずノックし、許可を受けてから入る。

4 服装

高校生、工業人としてふさわしい清潔感と、校内外における実習やさまざまな活動を円滑に行うことができるものとする。

(1) 標準制服

ア 標準制服は、ズボンスタイルのAタイプ、スカートスタイルのBタイプ、及びネクタイ・リボンの 2 種類から選択する。

イ 体育・実習以外の授業、及び登下校は、標準制服とする。

ウ 標準制服の上着・ズボン・スカート・Yシャツ・ネクタイ・リボン・上履きについては、本校指定の物をきちんと着用し、手を加えることは一切禁止とする。

エ 冬季服装の期間

11 月 1 日～4 月 30 日

オ 軽装期間

5 月 1 日～10 月 31 日

カ 標準制服の貸し借りは禁止とする。また、ズボンの腰穿きは禁止、スカートの丈は膝程度とし、ウエストを折ることは禁止する。

キ カーディガン・セーター・ベストについて

- 1) カーディガン・セーター・ベストは、濃い黒・紺系の単色を着用する。
- 2) ラインが入っているものや大きなロゴがある物は認めない。
- 3) 通年着用、及び登下校時の着用を認める。

ク ネクタイ・リボンは胸元まできちんと締めて着用する。

ケ スカートとズボン・ジャージ等と一緒に着ないこと。

コ インナーは、本校指定のTシャツ、あるいは華美でないものとする。

また、ハイネック・タートルネックのものは禁止とする。

サ ズボンにはベルトを着用し、その色は黒または茶とする。華美なバックルや、鉤が多い等のものは禁止とする。

(2) 靴・上履き

ア 通学時の履き物は革靴、または運動靴とし、サンダル等は禁止とする。

イ 上履きは本校指定のものを使用すること。

ウ 体育館内のみ体育館用シューズを着用すること。

(3) 防寒着

ア 防寒着の着用は登下校のみとし、校舎内での着用は禁止とする。

イ 刺繍等の華美なものは避け、色は黒・紺系が望ましい。

(自転車・原付バイク通学の場合は、この限りでない。)

ウ マフラー・ネックウォーマー・手袋等は、防寒着と同様に扱うこととする。

(4) 髪型

ア 染色・脱色・パーマ等の加工する行為や奇抜と思われる髪型は禁止とする。

イ 髪は目にかからないこと。

ウ ひげを伸ばすことは禁止とする。

エ 縮毛矯正を要する場合は、保護者と連絡を取り、必要と認めた場合許可を与えることができる。

(5) 装飾品

ア 原則として装飾することは認めない。髪をまとめるために使用する場合は考慮する。

イ ピアスは、穴を開けることをはじめ、一切禁止とする。

ウ 化粧・マニキュア・指輪・ネックレス・ブレスレット等は禁止とする。

エ エクステ・つけまつげ等の装着は禁止とする。

オ 入れ墨・タトゥーは、シール類を含め原則禁止とする。

(6) 体育・実習時の服装

体育・実習時の服装については別に定める。

(7) 異装

ア 怪我・病気の理由により、保護者から異装許可願が提出された場合、許可を与えることができる。

イ 各種行事による場合は、企画部署にて別に定める。

(8) 眼鏡

ア 度数のあるものとし、華美でない色・デザインとする。

イ カラーコンタクトレンズは禁止とする。

ウ 疾病等の申し出があった場合は、審議の上特別な処置をとる場合がある。

(9) その他

疑義が生じた場合、職員会議にて審議する。

5 スマートフォン等の電子機器及び通信機器について(他イヤホン、タブレット等)

(1) 校内の廊下や階段での所持・使用は禁止する。

(2) スマートフォン等は、教室や生徒ホールで使用する。

(3) 生徒ホールでの使用は着席して使用する。

(4) ピロティーでの使用は放課後以降の使用とする。

(5) その他、別に定められた規程に従うこと。

6 通学

(1) 通学途中は交通規則、交通道徳を守り、本校の生徒としての品位を保って行動する。

(2) 自転車・原付バイクで通学する生徒は、別に定められた規定に従う。

(3) 自宅から最寄り交通機関停車場まで自転車を使用する生徒は、交通安全に留意し、二人以上のときは道路左側を一行縦隊で通行する。また、交通規則に反した乗り方をしない。

(4) 自転車で通学する生徒は学校長の承認または許可を受ける。(「自転車登校承認願」を提出する。)

(5) 通学方法及び通学路に変更が生じた場合は、申し出る。

7 所持品

(1) 所持品には科・学年・組・氏名等を明記しておく。

(2) 必要な教科用具以外は持参しない。特に、余分な金銭は持参しない。

8 その他

(1) 盛り場、不健全な飲食店、その他風紀上好ましくない場所には出入りしない。

(2) 高校生として適当でないと判断される行動は一切しない。

(3) 校外においても常に本校生徒であることを忘れず、本校生徒として恥ずかしくない行動をとる。